

1. 基本的な考え方

落札者の決定は、応札者から提出された提案書の評価である「技術評価点」に、入札価格の評価である「価格評価点」を加算する一般競争入札方式（総合評価落札方式）を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、「総合評価点」の最も高い入札者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において設置する総合評価一般競争入札評価会議において、学識経験を有する者（以下「選定委員」という。）の意見を聞くものとする。

(1) 提案内容の評価

資料5「提案書記載依頼事項兼提案書評価基準」に基づき、提案内容を評価し、各選定委員の技術評価の平均を「技術評価点」として与える。

(2) 入札価格の評価

入札価格については、後述の計算式に基づき計算した点数を「価格評価点」として与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)により評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点（「総合評価点」）が最も高い者を落札者とする。「技術評価点」と「価格評価点」の比率については、3対1とする。応札者の獲得する「総合評価点」は、「技術評価点」と「価格評価点」の単純和とする。

※点数については、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目を四捨五入する。

【図表1-1 総合評価点の計算式】

総合評価点	=	技術評価点	+	価格評価点
(1,000点満点)		(750点満点)		(250点満点)

(4) 総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）の対応

- ア 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い者を落札者とする。
- イ 入札者それぞれの「価格評価点」、「技術評価点」が同じ場合
「技術評価点」における大項目の配点の高い上位3項目の合計点が高い者を落札者とする。
- ウ 入札者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」、「技術評価点」における大項目の配点の高い上位3項目の合計点が同じ場合
「入札価格」が低い者を落札者とする。なお、「入札価格」まで同じ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

2. 提案内容の評価（技術評価点）

技術評価点は資料5「提案書記載依頼事項兼提案書評価基準」の項目に基づいて算出する。

ただし、(3)大分類「4. 開発（機能要求事項）」の各評価項目番（資料5「提案書記載依頼事項兼提案書評価基準」における評価項目番12及び13）で、1つでもE評価がある場合、技術点を0点として評価する。

(1) 評価の考え方

各項目の評価点の合計を「技術評価点」とする。

資料5「提案書記載依頼事項兼提案書評価基準」の「基礎点/加点項目」の配点及び評価方法は、下記のとおり。

$$\text{基礎評価点} \times \text{項目加重比率} = \text{各項目の評価点}$$

(2) 基礎評価点に項目ごとの重要度に応じた項目加重点比率を掛けて、項目の評価点とする。

ア 加点項目の評価は、次のA～Eの5段階の基礎評価点に基づいて評価する。

イ 基礎評価点に項目ごとの重要度に応じた項目加重比率を掛けて、各項目の評価点とする。

項目荷重比率は資料5「提案書記載依頼事項兼提案書評価基準」に記載のとおり。

【図表2-2 基礎評価点の評価方法】

項目番号	評価	基礎評価点	評価の考え方
1	A	5点	本市が求める以上の非常に高い効果が見込まれる提案
2	B	4点	本市が求める以上の効果が見込まれる提案
3	C	3点	本市が求める効果が見込まれる提案
4	D	2点	一応の効果が見込まれる提案
5	E	1点	効果が見込まれない提案

(3) 大分類の設定と加点項目の配点

加点項目について、次のとおり大分類を設定し、配点する。

【図表2-3 大分類と配点】

項目番号	大分類	配点
1	本業務に対する理解	45点
2	システムの概要	95点
3	本業務の委託内容	20点
4	開発（機能要求事項）	160点
5	開発（非機能要求事項）	140点
6	運用開始準備に関する事項	80点
7	運用・保守に関する事項	60点
8	事業運営に関する事項	50点

9	実施体制に関する事項	90 点
10	プレゼンテーションに関する事項	10 点
	合計	750 点

3. 入札価格の評価（価格評価点）

「価格評価点」は入札価格に基づき、次のとおり算定する。
なお、入札者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合は落札者としない。また、提案書の評価についても行わない。

$$\text{価格評価点} = 250 \text{ 点} \times (1 - \text{入札金額} / \text{予定価格})$$

4. その他失格事由

- (1) 選定委員もしくは本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める事。
- (2) 他の応札者と提案内容またはその意思について相談を行うこと。
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。